

令和6年度 第9回総会

議 事 録

堺市農業委員会

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年12月5日(木) 午後1時30分から午後2時10分

場 所 堺市役所高層館12階農業委員室

2 委員数

(1) 現在総数 14人

(2) 出席委員 14人

今 野 正 章	辻 千 太 郎	小 谷 信 江
以 倉 孝 弘	柳 下 清 隆	寺 島 あつ子
霜 野 市 和	谷 野 保 博	田 中 宏
山 崎 勝 喜	北 尻 芳 孝	奥 野 正 作
田 中 正 剛	松 本 智恵子	

(3) 欠席委員

なし

(4) 農地利用最適化推進委員の出席 13人

小 林 義 博	井 上 和 夫	光 田 裕 次
数 田 清 文	中 尾 美 昭	高 岡 一 平
塔 本 順 一	松 下 孝 彦	岸 田 勝 夫
田 中 利 幸	岡 所 次 郎	北 條 一 宜
登り山 正 嗣		

3 議事説明員

農業委員会事務局

事 務 局 長 小 走 伸 吾

事務局次長 左 手 憲 一

主 幹 山 本 幸 夫

八 木 祐 樹

4 付議事項

議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第52号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第53号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第54号 農用地利用集積計画の決定について

議案第55号 農用地利用集積等促進計画の決定について

(農地中間管理事業分)

報告第41号 農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第42号 農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について

報告第43号 生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について

報告第44号 農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について

5 会議の概要

議長（北尻 芳孝会長）から開会宣言

議長 ただいまから令和6年度第9回総会を開会いたします。

本日の議事録署名委員は、規定によりまして、議長において田中宏委員、奥野正作委員のご兩名を指名いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、ご兩名にお願いいたします。

審議に先立ちまして、事務局から諸般の報告をいたします。

事務局 出席委員の報告をいたします。現在議場に在席する委員は、14名中14名でございます。また、農地利用最適化推進委員は13名の出席をいただいております。

議長 これより審議に入ります。

本日、ご審議いただく案件は、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」から報告第44号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計9件であります。

それではまず、議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第51号「農地法第3条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第32号から第36号についてご説明いたします。

まず、受付番号第32号は、申請地が北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、ハウス、道路、宅地及び雑種地に囲まれており、地目は田3筆、面積は合計1,199平方メートルで現在田の一部及び保全管理中の田の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第33号は、申請地が中区福田で市街化調整区域内にあり、周辺は田及び農道に囲まれており、地目は畑1筆、面積は9

15平方メートルでハウス、うね及び果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第34号は、申請地は北区中村町で市街化調整区域内にあり、周辺は田、水路及び農道に囲まれており、地目は緑地（現況：田）1筆、面積は1,180平方メートルで現在保全管理中の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第35号は、申請地は中区福田で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び道路に囲まれており、地目は畑1筆、面積は1,137平方メートルで現在保全管理中及び果樹の状態です。

今回、譲受人が購入し、所有権移転するための申請です。

次に、受付番号第36号は、申請地は東区日置荘西町6丁で市街化調整区域内にあり、周辺は田、宅地及び農道に囲まれており、地目は田1筆、面積は1,087平方メートルで現在稲刈り後の状態です。

今回、譲受人が贈与を受け、所有権移転するための申請です。

以上5件の申請につきまして、現地調査及び申請内容の精査を行った結果、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」及び「地域調和要件」等に適合しており、許可要件のすべてを満たしているものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請に

ついて」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第52号「農地法第4条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第3号と第4号について、ご説明いたします。

まず、受付番号第3号は、自己転用するものです。申請人は南区美木多上に居住する農業兼自営業の方で、申請地は南区美木多上の田と宅地（現況：畑）の2筆、面積は合計459.28平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、経営するギャラリーの来客増加に伴い駐車場が至急必要となったため、既存駐車場の隣接にある本申請地を露天駐車場として使用するものです。

申請は令和6年11月18日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内にU字溝を設置し、南側道路側溝から水利組合管理水路へ排水する計画です。周囲には擁壁を設置し、その上にメッシュフェンスを設置します。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第4号は、自己転用するものです。申請人は西区草部に居住する農業者で、申請地は西区草部の田1筆、面積は851平方メートル、市街化調整区域の農地です。

事業計画は、申請人が役員を務めていた法人から従業員及び社用車用駐車場が至急必要との要望があったため、本申請地を露天駐車場に整備し、賃貸するものです。

申請は令和6年11月22日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地で

す。

被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については、敷地内既設 U 字溝から西側の水路へ排水する計画です。周囲には、北側、東側、南側には既設ブロックがあり、西側には擁壁を設置する計画です。その他一般基準についても、申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたします。

続きまして、議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第 5 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」をご説明いたします。受付番号第 3 2 号から第 3 7 号をご説明いたします。

まず、受付番号第 3 2 号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区東山で自動車販売業を営む法人で、申請地は南区豊田の田 2 筆、面積は合計 2, 0 0 9 平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している駐車場が事業拡大により手狭となったため、事業所から近い本申請地を譲り受け、露天駐車場として使用するものです。

申請は令和 6 年 1 1 月 1 8 日、同日農業委員会受付となっております。

農地区分は農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内に U 字溝を設置し、西側の水利組合管理水路及び東側道路側溝に放流する計画です。周囲にはブロック3段積みのうえ、フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第33号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が大阪市阿倍野区西田辺町2丁目で宅地建物取引業を営む法人で、申請地は中区福田の畑2筆、面積は合計1,156平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客である自動車販売業を営む法人から、現在使用している駐車場が手狭となったため駐車場を借りたい旨の要望があったため、本申請地を露天駐車場に整備し賃貸するものです。

申請は令和6年11月19日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び既存 U 字溝より、東側水路に放流する計画です。周囲にはブロックを1段から3段設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第34号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が中区陶器北で建設業を営む法人で、申請地は中区陶器北の田1筆、宅地（現況：畑）1筆、面積の合計は410.60平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、業務拡大により本社敷地内の資材置場が手狭となったため、本社から近距離にある本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年11月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第2号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については敷地内に U 字溝を新設し、敷地外周部にある既設側溝を經由し、西側の雨水本管に放流する計画です。周囲にはブロックを1段積みのうえネットフ

フェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第35号は、賃借権を設定し転用するものです。申請人は被設定人が和歌山県橋本市神野々で造園業を営む個人で、申請地は中区上之の田1筆、面積は576平方メートルのうち264平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用する駐車場が手狭で数か所に分散していることから、業務効率向上のため本申請地を賃借し、露天駐車場として集約して使用するものです。

申請は令和6年11月20日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第43条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については自然浸透及び敷地内に透水管または素掘水路を設置し、西側道路側溝から放流する計画です。周囲にはフェンス等は設置いたしません、特に問題はないものと判断いたします。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第36号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が西区太平寺で建設業を営む法人で、申請地は西区太平寺の田1筆、面積は317平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、現在使用している資材置場が事業拡大により手狭となったため、事業所に隣接する本申請地を譲り受け、露天資材置場として使用するものです。

申請は令和6年11月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については砂利敷による自然浸透及び敷地内にU型トラフを設置し、東側水利組合管理水路より放流する計画です。周囲にはブロック15cm積みのうえ、ネットフェンスを設置する計画です。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

次に、受付番号第37号は、所有権を移転し転用するものです。申請人は譲受人が南区小代で宅地建物取引業を営む法人で、申請地は西区草

部の田6筆、面積は合計3,441平方メートル、市街化調整区域の農地です。事業計画は、顧客である運送業を営む法人から、既存駐車場が手狭なため運送用車両の駐車場を借りたい旨の要望があったため、本申請地を譲り受け、露天駐車場を整備し賃貸するものです。

申請は令和6年11月21日、同日農業委員会受付となっております。

農地法施行規則第44条第1号に該当し、第3種農地です。被害防除については、汚水については発生いたしません。雨水については碎石舗装による自然浸透及び敷地内既設管を経由し、東側の河川に排水する計画です。フェンス等は設置いたしません、特に問題はないものと判断しております。その他一般基準についても申請内容等に問題はないものと判断いたします。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、許可相当とのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

ただし、受付番号第96号と第97号につきましては、数田清文委員、第106号については小林義博委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第98号から第105号、第107号と第

108号をご説明いたします。

まず、受付番号第98号は、申請地は北区中村町の田1筆、面積は11,044平方メートルで、現在耕うん済の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第99号は、申請地は東区北野田の田1筆、面積は822平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第100号は、申請地は南区大庭寺の田2筆、面積は合計2,055平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第101号は、申請地は西区太平寺の田3筆、面積は合計2,067平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第102号は、申請地は中区深井畑山町の畑1筆、面積は1,963平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第103号は、申請地は南区豊田の田2筆、面積は合計1,001平方メートルで、現在耕うん済の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第104号は、申請地は南区稲葉2丁の田1筆、面積は1,160平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第105号は、申請地は南区稲葉1丁の田1筆、面積は955平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第107号は、申請地は南区大庭寺の田1筆、面積は998平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第108号は、申請地は南区稲葉1丁の田1筆、面積は2,353平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で

使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。続きまして、議案第54号の受付番号第96号と第97号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、数田清文委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第96号と第97号をご説明いたします。

まず、受付番号第96号は、申請地は東区石原町4丁の田1筆、面積は1,299平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

次に、受付番号第97号は、申請地は東区八下町1丁の田3筆、面積は合計1,027平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。新規で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案

のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、数田清文委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第54号の受付番号第106号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、小林義博委員の退席を求めます。

(退席後)

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第54号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明いたします。受付番号第106号をご説明いたします。

受付番号第106号は、申請地は北区野遠町の田1筆、面積は1,137平方メートルで、現在ハウスの状態です。再設定で使用貸借による権利を設定し、期間は3年です。

以上の計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をみたしております。

なお、当該地区協議会におきまして、農用地利用集積計画案のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、小林義博委員の退席をときます。

(入室・着席後)

続きまして、議案第55号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」を議題といたします。

ただし、受付番号第109号、第111号と第112号、第114号から第117号、第119号につきましては、田中正剛委員に関する事項につき、これを除外してご審議いただきます。

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第55号「農用地利用集積等促進計画の決定について（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第110号、第113号、第118号、第120号を議題といたします。

なお、本件はすべて農地中間管理機構である大阪府みどり公社が借り受けた農地を転貸するものです。

まず、受付番号第110号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は1,545平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第113号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積は162平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第118号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,397平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

次に、受付番号第120号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の畑1筆、面積

は1, 115平方メートルで、現在野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から転借人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第55号の受付番号第109号、第111号、第112号、第114号から第117号、第119号をご審議いただきます。本件につきましては、委員個人に関する事項につき、審議に先立ち「農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定」を適用し、田中正剛委員の退席を求めます。

（退席後）

提案理由の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは議案第55号「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」をご説明いたします。受付番号第109号、第111号、第112号、第114号から第117号、第119号をご説明いたします。

まず、受付番号第109号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計1, 775平方メートルで、現在稲刈り後及び野菜の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、

農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第111号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は840平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第112号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田畑5筆、面積は合計7,031平方メートルで、現在稲刈り後及びうねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第114号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は1,820平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第115号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計2,802平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第116号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田2筆、面積は合計1,959平方メートルで、現在野菜及び稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第117号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は2,899平方メートルで、現在うねの状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

次に、受付番号第119号は、申請地は南区鉢ヶ峯寺の田1筆、面積は494平方メートルで、現在稲刈り後の状態です。再設定で賃借権を設定し、期間は所有者から農地中間管理機構へ10年、農地中間管理機構から借受人へ10年です。

以上の計画は農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項

の各要件を満たしております。

なお、いずれも当該地区協議会におきまして、「農用地利用集積等促進計画案（農地中間管理事業分）」のとおりとのご意見をいただいている旨ご報告いたします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

（質疑・意見なし）

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり決定いたします。審議が終わりましたので、田中正剛委員の退席をときます。

（入室・着席後）

続きまして、報告第41号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」から報告第44号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括して議題といたします。

報告の説明を事務局からいたします。

事務局 それでは報告第41号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分について」から報告第44号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」までの計4件を一括してご説明いたします。

まず、報告第41号「農地法第4条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は14件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第42号「農地法第5条の規定による届出に対する事務局長専決処分の報告について」は3件ございました。いずれも内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しており

ましたので、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

次に、報告第43号「生産緑地法に係る農業の主たる従事者証明の事務局長専決処分の報告について」は2件ございました。まず受付番号第17号は申出者が本人で、主たる従事者の故障により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。次に受付番号第18号は申出者が子で、主たる従事者の死亡により生産緑地の買い取り申出を行うため、証明願が提出されました。

次に、報告第44号「農地の地目変更登記に係る登記官からの照会に対する事務局長専決処分の報告について」は6件ございました。まず、受付番号第40号は、申請地が中区陶器北の田2筆で面積は合計283平方メートル、現況は住宅、経過年数は65年以上、次に受付番号第41号は、申請地が南区高尾3丁の畑1筆で面積は568平方メートル、現況は駐車場及び作業場、経過年数は30年以上、次に受付番号第42号は、申請地が南区美木多上の畑1筆で面積は526平方メートル、現況は雑木林及び雑種地、経過年数は30年以上、次に受付番号第43号は、申請地が南区泉田中の畑2筆で面積は合計273平方メートル、現況は雑種地及び雑木林、経過年数は15年以上、次に受付番号第44号は、申請地が西区山田3丁の田1筆で面積は184平方メートル、現況は倉庫、経過年数は20年以上、次に受付番号第45号は、申請地が南区大庭寺の田1筆で面積は1,018平方メートル、現況は休耕、以上6件のうち、受付番号第40号から第44号は非農地、第45号は農地である旨の報告を、総会の決定による回答が期日に間に合わないため、事務局長専決処分により、書類を処理いたしました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりました。ただいまの説明に対し、質疑・ご意見はありませんか。

(質疑・意見なし)

議長 質疑・ご意見なしと認めます。おはかりいたします。本件報告について承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしと認めます。よって、報告は承認されました。

以上で、令和6年度第9回総会に付議された案件は、すべて議了いたしました。これをもって、閉会いたします。

採決・承認事項及び賛否数

(案件番号)	(結 果)	(賛否数)
○ 議案第51号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第52号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第53号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第54号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 議案第55号	原案のとおり可決	全 会 一 致
○ 報告第41号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第42号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第43号	承 認	全 会 一 致
○ 報告第44号	承 認	全 会 一 致

署 名 委 員

会 長 北 原 芳 為

委 員 田 中 宏

委 員 奥 野 正 作

